

変更記録：

**2014年3月14日**

P.1 第3章 資産及び会計の（基本財産）第5条第1項 記載内容の変更と「別表」削除  
変更前

「この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。」  
変更後

「基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。」に変更

これにより、運用に伴う基本財産の種別及び物量は理事会決議により管理するようになった。

**2015年7月6日理事会見直し決議承認、7月15日評議員会見直し決議承認**

p.1 第3章 資産及び会計の（事業年度）第6条 の期間を変更  
変更前

「この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。」

変更後

「この法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。」

p.6 第7章 理事会の（開催）第33条 の通常理事会の開催表記を変更

変更前

「理事会は、通常理事会として毎事業年度3月及び6月に開催するほか、必要がある場合に臨時理事会を開催する。」

変更後

「理事会は、通常理事会として毎事業年度2回開催するほか、必要がある場合に臨時理事会を開催する。」

**2015年9月18日理事会見直し決議承認、10月5日評議員会見直し決議承認**

p.3 第4章 評議員の（評議員の報酬等）第14条の年度報酬総額を変更  
変更前

「評議員に対して、各年度の総額が80万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。」

変更後

「評議員に対して、各年度の総額が120万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。」

**2017年11月13日理事会承認、12月4日評議員承認**

p.1 第3章 資産及び会計の（事業年度）第6条 の期間を変更

変更前

「この法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。」

変更後

「この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。」

2018年8月16日理事会見做し決議承認、9月3日定時評議員会承認

p.3 第4章 評議員の（評議員の報酬等）第14条の年度報酬総額を変更

変更前

「評議員に対して、各年度の総額が 120万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。」

変更後

「評議員に対して、各年度の総額が 160万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。」